

## 5. 合衆国憲法の制定

(2)(e) [続き]

### 大統領の拒否権

Art. I, §7, clause 2

pocket veto——議会の会期末 10 日間に送付を受けた法律案について大統領が承認しない場合には拒否権の発動と同じことになる。

(f)連邦裁判所裁判官——上院の同意を得て大統領が任命（最高裁裁判官——Art. II, §2, clause 2；控訴裁判所裁判官——28 U.S.C. §44；地方裁判所裁判官——28 U.S.C. §133）。

裁判官の任期——終身 Art. III, §1

during good behaviour←←→→during the pleasure of the Queen

裁判官の引退——連邦裁判官の場合

70 歳で在任 10 年, 65 歳で在任 15 年, salary と等しい annuity が支給される (28 U.S.C. §371)

### (3)Federalists と Anti-federalists

・Federalists——都市及び商業的農業地域（商業経済の発展と産業資本の育成を求める人々, 市場経済の中で活動する人々——商工業者, 大農園主, 上層農民, 投機業者〔公債・土地〕）——国内市場を統合できる通商規制権と対外的により強い交渉力を持つ強力な中央政府が必要——富裕層の多くを抱える——財産・学識が豊富——有効な広報・宣伝活動

・Anti-federalists——自給的農業地域——自分たちから離れたところに位置する強力な権力の出現を嫌う

The Federalist Papers（ニュー・ヨーク市の新聞紙上に掲載された 85 編の論説, 1787.10.27 ~1788.8.16）の執筆者=Publius

・Alexander Hamilton——ニュー・ヨークの法律家。後, ワシントン大統領のもと財務長官。早くから強い中央政府の必要性を唱える。

・James Madison——合衆国憲法の起草のさい基礎となったバージニア案を起草した。“Father of the Constitution”と呼ばれる。後, 連邦議会下院議員（憲法の第 1 ~ 第 10 修正を起草）, 国務長官, 第 4 代大統領。

・John Jay——ニュー・ヨークの法律家。ニュー・ヨークの憲法を起草。1783 年のパリ条約締結交渉に携わる。連合規約のもと外務長官を務める。後, 初代合衆国最高裁首席裁判官。

※内容——合衆国憲法の解説, 正当性を説明。独立宣言, 合衆国憲法に次ぐアメリカ政治史上の古典といわれる。



(a) Marbury v. Madison

【事件の背景】

第2代大統領 John Adams (国務長官は John Marshall)

1800.12 大統領選挙で Thomas Jefferson が現職の John Adams を破った。連邦議会選挙でも共和派が勝ち、連邦派は敗北。

1801.1.20. Adams 大統領は、国務長官 John Marshall を最高裁長官に指名。

1801.1.27. 上院が Marshall の最高裁長官への任命に同意。

1801.2.4. 国務長官 John Marshall が最高裁長官に就任 (1801.3.3.まで国務長官を兼務)。

1801.2.13. 連邦議会は Circuit Court Act 制定——16 の巡回裁判官職を新設。

1801.2.27. 連邦議会は Organic Act 制定——コロンビア地区に 42 の治安判事職を新設。

1801.3.2. Adams 大統領は 42 人の治安判事を指名。同日、上院は 16 名の巡回裁判官の任命に同意。

1801.3.3. 上院は治安判事職指名された 42 名について同意を与えた。

16 名の巡回裁判官と 42 名の治安判事の辞令は Adams 大統領の署名、Marshall 国務長官の署名、国璽の押捺を終えた。しかし、辞令の交付を受けない者が数名残った。辞令を交付された者は、それぞれ、"midnight judges," "midnight justices of the peace" と呼ばれる。

1801.3.4. Jefferson が第3代大統領に就任。国務長官に James Madison が就任 (1801.3.5)。Jefferson は Madison に辞令を交付しないように命じた。

Marbury は、下級裁判所に提訴して最高裁に上訴するのではなく、最高裁に直接職務執行令状を求めた。

【Mandamus】

例外的救済方法 (extraordinary remedies) の一つで、イギリスの王座裁判所をはじめとする国王の裁判所が国王の大権に基づいて下した大権令状 (prerogative writs) の一つである writ of mandamus に由来する。職務・義務を履行すべきでありながら履行しない者 (自然人、法人、下級裁判所を問わない) に対して、その職務・義務の履行や、権利侵害状態の是正を命じるもの。他に有効な救済方法がある場合には発給されない。

他の例外的救済方法としては、habeas corpus や certiorari などがある。habeas corpus (身柄提出令状・人身保護令状) は、他者を拘禁している者に対して、その身柄の提出を命じる令状で、拘禁の合法性を審査するために用いられ、不法に拘禁されている者を解放する機能を果たす。Certiorari (記録移送令状) は、裁判所や官吏に対して記録の移送を命じるもの。 (1 Holdsworth 226-)

【最高裁のジレンマ】

Jefferson と Madison——裁判所の命令が下されても無視するつもりであった。彼らは、行政部や立法部に対して命令を下す司法部の権限を否定していた。

事件を却下すると、Jefferson の立場を黙認することになる。

職務執行令状を発給すると、それは Jefferson と Madison によって無視される。そして最高裁の無力さが露呈する。

【最高裁のとした解決策】

①②辞令の交付差控えは法的権利の侵害であり、それに対して法は救済を与える。

③・1789 年の Judiciary Act は、最高裁に職務執行令状を発給する権限を与えており、また、Marbury は職務執行令状以外に救済方法を持たない。

・しかし、憲法の司法権の規定によると、このような場合の最高裁の管轄権は上訴管轄権しか認められていない。

憲法と法律が抵触するときは、法律は無効である。そしてその判断をするのは裁判所である。